

実施要領

- 1 業 務 名 安佐北区内道路除草その他業務[その2](単価契約)
- 2 履行場所 安佐北区可部・安佐地区一円
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、作業の実施が標準的である1号工(設計書のうち 工種・名称: 1号工 除草工 機械除草(肩掛式) 飛石防護有り)とする。
この1号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した1号工種の単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)と設計金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の比率(小数第6位以下切捨て)を他の工種の設計金額に乗じて算出し(1円未満切捨て)、100分の10に相当する額(1銭未満切捨て)を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 入札公告及び入札説明書
入札公告については、安佐北区委託業務等競争入札参加条件選定委員会事務処理要領第2条第2項により、安佐北区委託業務等競争入札参加条件選定委員会の審議を省略し、令和7年2月18日に公告予定とする。
- 6 契約の締結
落札者と別紙契約書のとおり委託契約を締結する。
- 7 契約保証金
予定総額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 8 設計書の数量について
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

積算参考資料

（この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。）

提 示 項 目	提 示 事 項						
諸経費関係	共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率は土木工事標準積算基準書に準じて設定している。その際の工種区分等は下記のとおりである。 なお、土木工事標準積算基準書の記載事項については、「工事」「工事費」等を「業務」「業務費」等に読み替えるものとする。 <table><tr><td>工種</td><td>施行地域・業務場所区分</td><td>その他補正</td></tr><tr><td>道路維持工事</td><td>大都市（２）</td><td>なし</td></tr></table> 本業務の積算では、土木工事標準積算基準書（令和６年８月版）、令和７年１月単価及び公園共通代価表（令和６年１２月単価版）を使用している。	工種	施行地域・業務場所区分	その他補正	道路維持工事	大都市（２）	なし
工種	施行地域・業務場所区分	その他補正					
道路維持工事	大都市（２）	なし					
そ の 他	除草作業に伴う除草ごみの処分先は、最寄りの広島市焼却工場（片道運搬距離９．１ｋｍ）を見込んでいるが、他の処分先への搬入を妨げるものではない。						